

第2回日高市障害者地域総合支援協議会による

「第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画、第3期日高市障がい児福祉計画」の指摘事項への対応結果

目次	指摘事項	対応結果
表紙	基本理念「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」を表紙に入れる	表紙に基本理念を追加し、レイアウト変更
第2章	「外出の頻度」のコメントが、前ページの「新型コロナウイルス感染症の流行により困っていること」の調査結果である「外出の機会が減った」「不安やストレスを感じるようになった」などの意見が反映されていないコメントとなっている	<p>矛盾点を改善し変更 (変更前)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年の調査と比較すると、18歳以上65歳未満と65歳以上で、若干「1週間に3～6日程度」が減少しているものの、全体的に見て、外出の頻度が低下しているとは言えず、新型コロナウイルス感染症による外出の頻度の影響は確認できませんでした。</p> <p>(変更後)</p> <p>外出頻度の低下や閉じこもり傾向が出ている人に対して、外出の支援や活動の場の提供といった支援が求められます。</p>
第3章 (1)-3	障がい者による啓発支援に、障がい平等研修 (DET) 等の文言を入れる	<p>文言を入れ修正 (変更前)</p> <p>学校における福祉教育プログラムへ、学習支援者として参加協力を推進する等、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムの実施を支援します。</p> <p>(変更後)</p> <p>学校における福祉教育プログラムへ、学習支援者として参加協力を推進する等、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進する、障がい者自身がファシリテーターとなって進める障がい平等研修 (DET) 等のプログラムの実施を支援します。</p>

目次	指摘事項	対応結果
(1)-6	地域と施設の交流活動事業の促進について具体的に表示する	<p>変更なし</p> <p>(理由) 文言は、計画書として完結している。</p> <p>今後、取組を検討する。</p> <p>(取組例) 出前講座による民生委員への障がい福祉の理解を図る講義などに施設利用者にも伝える側として参加を呼びかけたり、一方、講義を受ける側に、民生委員以外の関係機関に参加してもらうなどの取組を行う。</p>
(2)-1 (2)-2	障がいへの理解について具体的に表示する。	<p>変更なし</p> <p>(11)において、施設の職員同士、ピアサポートなどの当事者同士の交流について追加するため。</p> <p>(11)-4、(11)-5</p>
(3)	権利擁護の推進で、障がい者権利条約の総括所見について触れる。	<p>「(3)-4 障がい者の希望に応じた地域生活の実現に向けた検討」を追加。</p> <p>(新規)</p> <p>障がい者（児）が地域の中で、不自由なく生活できるように、障害者権利条約の総括所見に基づいて、地域社会への包容（インクルージョン）の実現に向け、取組協議会において検討を重ねていきます。</p>
(4)-3	セーフティーネット住宅については実用性が無いので削除、代わりに武蔵台団地などの空き家利用について触れてほしい。	<p>(4)-3 は削除</p> <p>空き家を使う等の文言は、計画には掲載せず、運用の中で、関係団体等に情報提供していく。</p>
(7)-1	ヘルプカードの利用など、具体的な表現を求める。	<p>変更なし</p> <p>(理由) 文言は完結している、広報や、ホームページの充実など。周知について努めていく。</p>

目次	指摘事項	対応結果
(7)-2	運営マニュアルについては至急の文言を加える。	<p>変更なし</p> <p>(理由) 担当課である危機管理課は、ハザードマップに加えて、マニュアルを作成する必要があるが、難病や医療的ケアの個別管理を含めて、段階的に作成する必要があるため。</p>
(8)-2	人材の育成については、最重度の障がい者の理解や、新たなニーズについても触れていく。	<p>文言を入れ修正</p> <p>(変更前)</p> <p>県や民間事業者や関係機関等と連携し、障がいの特性に応じた対応や、より専門的技術や知識を得られるよう、サービス従事者等に対する研修等の支援を行います。また、障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための取組について検討します。</p> <p>(変更後)</p> <p>県や民間事業者や関係機関等と連携し、個々の障がい者（児）のニーズ及び障がいの特性に応じた対応や、障がいの重度化・重複化や多様化に対する理解を深め、より専門的技術や知識を得られるよう、サービス従事者等に対する研修等の支援を行います。また、障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための取組について検討します。</p>
(11)-4	家族やケアラーなどの支援者が孤立しない体制について。	<p>「(11)-4 家族支援体制の充実」を追加。</p> <p>(新規)</p> <p>家族（ケアラー）などの支援者の孤立を防ぎ、精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図ります。</p>

目次	指摘事項	対応結果
(11)-5	障がい者が孤立しない社会の実現に向けて。	「(11)-5 孤立防止と活躍の拡充」を追加 (新規) 障がいの種別ごとに当事者やその家族等によるピアカウンセリング、ピアサポート等も含めた身近な相談体制を充実するとともに、社会福祉法人や企業と連携し、地域での活躍の場の拡大について検討を進めます。
(13)-3	市職員の採用について具体的に。	変更なし (理由) 文言は完結しているので変更なし。採用状況などは、HPに公開中。
(14)-4	授産製品の販路拡大について具体的に。	変更なし (理由) 支援について、例えば、広報やホームページ上で発信出来ないか検討する。
第4章	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、入退院の状況把握が困難とあるが、保健所で確認できたサイトがあるので、状況を確認し、目標値の設定を行って欲しい。	変更なし (理由) 市で、確認したが、やはり状況把握は困難であったため、目標値の設定は行わない。